

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ		
○京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則 (消費生活安全センター)	689	○随意契約の相手方の決定 (流域下水道事務所)	696
告 示		公 告	
○令和6年度3・4月自衛官の募集 (自治振興課) ♪		○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (森の保全推進課)	697
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (山城北保健所)	691	○都市計画都市再開発の方針の決定のための案の縦覧 (都市計画課)	698
○落札者の決定 (京都府立京都学・歴史館) ♪		○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更のための案の縦覧 (♪) ♪	
○京都府移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (雇用推進課) ♪		○都市計画区域区分の変更のための案の縦覧 (♪) 700	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (山城広域振興局)	692	○都市計画道路の変更のための案の縦覧 (♪) 701	
○公共測量の実施 (用地課)	693	教 育 委 員 会	
○道路の供用開始 (丹後土木事務所) ♪		○落札者の決定	702
○重要開発調整池の設置の完了 (中丹東土木事務所) ♪		公 安 委 員 会	
○落札者の決定 (流域下水道事務所) ♪		○落札者の決定	♪

規 則

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第44号

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則(昭和31年京都府規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第25号ウ中「第29条第1項」を「第25条第1項」に、「立入検査」を「立入検査等(アの命令に係るものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

告 示

京都府告示第483号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和6年度3・4月自衛官(自衛官候補生)の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38

(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/peo/kyoto/>Email recruit1-kyoto@peo.mod.go.jp

イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キョートビル1F）

(電話 (075) 361-5587)

ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通九太町下る伊勢屋町412（シエモア河原町1F）

(電話 (075) 221-3266)

エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9（春風堂ビル1F）

(電話 (0773) 23-0416)

オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190

(電話 (0773) 63-3272)

カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5（S.C OKUBOビル202号室）

(電話 (0774) 44-7139)

キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26

(電話 (0771) 24-4170)

ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975（ミックビル1F）

(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験（国語、数学、地理、歴史及び公民）、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

筆記試験（WEB方式）			口述試験・身体検査	
受付期間※2	筆記試験期日	試験会場	口述試験・ 身体検査期日	試験・検査会場
令和6年10月22日 (火)まで(必着)	令和6年11月5日(火) ・令和6年11月6日(水) のいずれか1日	任意の場所	令和6年11月9日(土)	陸上自衛隊宇治駐屯地 (宇治市五ヶ庄)

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで（必着）

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部

京都市中京区西ノ京笠殿町38

(電話 (075) 803-0820)



京都府告示第484号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称	講じられた汚染の除去等の措置
令和6年京都府告示第321号	久世郡久御山町田井新荒見205の1の一部及び佐山新開地363の一部（次の図に示す部分に限る。）	鉛及びその化合物	土壤汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第485号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 業務の名称及び数量
京都府立京都学・歴彩館統合情報システム（図書系）貸借等業務 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立京都学・歴彩館企画総務課
京都市左京区下鴨半木町1番地29
- (3) 落札決定日
令和6年7月26日
- (4) 落札者の名称及び所在地
リコーリース株式会社京滋支店
京都市下京区新町通五条下る蛭子町105番地
- (5) 落札金額
68,838,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和6年6月7日
- 2(1) 業務の名称及び数量
京都府立京都学・歴彩館統合情報システム用機器貸借等業務 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立京都学・歴彩館企画総務課
京都市左京区下鴨半木町1番地29
- (3) 落札決定日
令和6年7月26日

- (4) 落札者の名称及び所在地
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- (5) 落札金額
41,910,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和6年6月7日



京都府告示第486号

京都府移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府移住支援事業補助金交付要綱（平成31年京都府告示第165号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、支援金」の右に「（移住に必要な経費を支援するために交付されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同号イ中「当該市町村に転入をした日以後3月を経過した日から」を削り、同号に次のように加える。

ウ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等でないこ

と。

第3条を次のように改める。

(補助する支援金の範囲)

第3条 この告示に基づく京都府の補助の対象となる前条第7号に規定する支援金の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内とする。

- (1) 対象移住者等（支援金の申請者である対象移住者等に限る。以下この条において同じ。）の属する世帯に同一世帯員（対象移住者等が属する世帯の他の世帯員であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。以下この条において同じ。）がある場合（次号に該当する場合を除く。） 100万円
 - ア 当該同一世帯員（当該転入の日の前日に出生をしていなかった場合であって、他の同一世帯員が当該出生に係る母であるときにあっては、当該他の同一世帯員）が、当該転入の前において対象移住者等と同一世帯に属していたこと（対象移住者等が当該出生に係る母である場合を除く。）
 - イ 当該同一世帯員が申請の日の1年前の日の翌日から当該申請の日までの期間に当該市町村に転入（出生による場合を含む。）をしていること。
 - ウ 当該同一世帯員が京都府暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等でないこと。
- (2) 同一世帯員に未成年世帯員（申請日の属する年度の前年度の3月31日において18歳に満たない者（対象移住者等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）がある場合 前号に掲げる額に、100万円を上限として市町村が定める額に未成年世帯員の数を乗じて得た額を加えた額
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 60万円

附 則

- 1 この告示は、令和6年9月27日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年9月27日以後に同告示第2条第3号の転入をした者について適用し、同日前に同号の転入をした者については、なお従前の例による。

京都府告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宇治田原町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治田原町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宇治田原町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治田原町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第489号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である南山城村長から通知があった。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
相楽郡南山城村全域
- 2 測量の期間
令和6年9月25日から令和7年3月17日まで
- 3 測量の種類
公共測量（数値地形図データ作成）



京都府告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年9月27日から令和6年10月11日まで縦覧に供する。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 田井大垣自転車道線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宮津市字漁師1704の1から 宮津市字漁師1690の10（右）地先まで	令和6年9月27日

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第491号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 重要開発調整池の所在地
綾部市上杉町堺谷6番6ほか10筆
- 2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社山河
代表取締役 中山 忠幸
舞鶴市字溝尻小字長谷山1番地の33



京都府告示第492号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）
（予定数量4,500トン）
（処分 流6洛南第13号のA-3、収集運搬 流6洛南第12-01号のB-3）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- (3) 落札決定日
令和6年7月31日
- (4) 落札者の名称及び所在地
UBE三菱セメント株式会社環境エネルギー事業部環境リサイクル部
東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
日本通運株式会社京都支店
京都市下京区東塩小路高倉町2番1
日本貨物鉄道株式会社関西支社
大阪市北区芝田二丁目4番24号
萩森物流株式会社
宇部市大字東須恵ろ一・3926の5
- (5) 落札金額
143,946,000円
- (6) 契約の方法

<p>一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 6 年 6 月 14 日</p> <p>2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 2） （予定数量 3,000 トン） （処分 流 6 洛南第 13 号の A - 4、収集運搬 流 6 洛南第 12-01 号の B - 4）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1</p> <p>(3) 落札決定日 令和 6 年 7 月 31 日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社関西四国支店 大阪市中央区備後町四丁目 1 番 3 号 株式会社カンポ 京都市伏見区羽束師古川町 233 番地</p> <p>(5) 落札金額 75,438,000 円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 6 年 6 月 14 日</p> <p>3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 3） （予定数量 500 トン） （処分 流 6 洛南第 13 号の A - 5、収集運搬 流 6 洛南第 12-01 号の B - 5）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1</p> <p>(3) 落札決定日 令和 6 年 7 月 31 日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 住友大阪セメント株式会社 東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号 西播通運株式会社 相生市汐見台 15 番地の 1 高窯運輸株式会社 須崎市押岡 123 番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町 91 番地</p> <p>(5) 落札金額 12,320,000 円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 6 年 6 月 14 日</p>	<p>4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 4） （予定数量 500 トン） （処分 流 6 洛南第 13 号の A - 6、収集運搬 流 6 洛南第 12-01 号の B - 6）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1</p> <p>(3) 落札決定日 令和 6 年 7 月 31 日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 近畿環境サービス株式会社 大阪市西淀川区歌島二丁目 1 番 12 号 株式会社カンポ 京都市伏見区羽束師古川町 233 番地</p> <p>(5) 落札金額 12,650,000 円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 6 年 6 月 14 日</p> <p>5(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その 1） （予定数量 1,000 トン） （処分 流 6 洛南第 13 号の A - 9、収集運搬 流 6 洛南第 12-01 号の B - 9）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1</p> <p>(3) 落札決定日 令和 6 年 7 月 31 日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 UBE三菱セメント株式会社環境エネルギー事業部環境リサイクル部 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号 日本通運株式会社京都支店 京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1 日本貨物鉄道株式会社関西支社 大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号 萩森物流株式会社 宇部市大字東須恵ろ一・3926 の 5</p> <p>(5) 落札金額 41,976,000 円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 6 年 6 月 14 日</p> <p>6(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分</p>
--	---

<p>及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その2） （予定数量800トン） （処分 流6 洛南第13号のA-10、収集運搬 流6 洛南第12-01号のB-10）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和6年7月31日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 関西クリアセンター株式会社 堺市西区築港新町三丁27番地17 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 34,760,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和6年6月14日</p> <p>7(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その3） （予定数量500トン） （処分 流6 洛南第13号のA-11、収集運搬 流6 洛南第12-01号のB-11）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和6年7月31日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社クリンアース・ジャパン 伊賀市西高倉6341番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 20,350,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和6年6月14日</p> <p>8(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1） （予定数量1,000トン） （処分 流6 宮津第13号のA-3、収集運搬 流6 宮津第12-01号のB-3）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課</p>	<p>長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和6年7月31日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 敦賀セメント株式会社 敦賀市泉2号6番地1 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 31,350,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和6年6月14日</p> <p>9(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その2） （予定数量700トン） （処分 流6 宮津第13号のA-4、収集運搬 流6 宮津第12-01号のB-4）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和6年7月31日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社関西四国支店 大阪市中央区備後町四丁目1番3号 株式会社カンボ 京都市伏見区羽束師古川町233番地</p> <p>(5) 落札金額 25,086,600円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和6年6月14日</p> <p>10(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）（予定数量2,400トン） （処分 流6 上流第13号のA-3、収集運搬 流6 上流第12-01号のB-3）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和6年7月31日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社クリンアース・ジャパン 伊賀市西高倉6341番地 安田産業株式会社</p>
--	--

<p>京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 56,760,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 6 年 6 月 14 日</p> <p>11(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その 2)(予定数量500トン) (処分 流 6 上流第13号の A - 4、収集運搬 流 6 上流第12-01号の B - 4)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1</p> <p>(3) 落札決定日 令和 6 年 7 月 31 日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 住友大阪セメント株式会社 東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号 西播通運株式会社 相生市汐見台15番地の 1 高寮運輸株式会社 須崎市押岡123番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 12,650,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 6 年 6 月 14 日</p> <p>12(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その 3)(予定数量500トン) (処分 流 6 上流第13号の A - 5、収集運搬 流 6 上流第12-01号の B - 5)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1</p> <p>(3) 落札決定日 令和 6 年 7 月 31 日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社関西四国支店 大阪市中央区備後町四丁目 1 番 3 号 株式会社カンボ 京都市伏見区羽東師古川町233番地</p> <p>(5) 落札金額 13,761,000円</p>	<p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 6 年 6 月 14 日</p> <p>13(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その 4)(予定数量500トン) (処分 流 6 上流第13号の A - 6、収集運搬 流 6 上流第12-01号の B - 6)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1</p> <p>(3) 落札決定日 令和 6 年 7 月 31 日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 敦賀セメント株式会社 敦賀市泉 2 号 6 番地 1 株式会社カンボ 京都市伏見区羽東師古川町233番地</p> <p>(5) 落札金額 15,097,500円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 6 年 6 月 14 日</p> <p style="text-align: center;">—◆◆◆—</p> <p>京都府告示第493号</p> <p>随意契約の相手方を次のとおり決定した。</p> <p>令和 6 年 9 月 27 日 京都府知事 西 脇 隆 俊</p> <p>1(1) 特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分業務委託(下水汚泥(脱水))(予定数量1,900トン) (流 6 洛南第13号の A - 7)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1</p> <p>(3) 契約日 令和 6 年 7 月 25 日</p> <p>(4) 契約の相手方の名称及び住所 株式会社京都環境保全公社 京都市伏見区横大路千両松町126番地</p> <p>(5) 契約金額</p>
--	---

- 40,964,000円
- (6) 契約の方法
随意契約
- (7) 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号
- 2(1) 特定役務の名称及び数量
木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（乾燥））（予定数量2,600トン）（流6洛南第13号のA-12）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- (3) 契約日
令和6年7月25日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所
株式会社京都環境保全公社
京都市伏見区横大路千両松町126番地
- (5) 契約金額
73,216,000円
- (6) 契約の方法
随意契約
- (7) 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社京都環境開発
代表取締役 杉本 慎太郎
京都市中京区二条通寺町東入榎木町91番地2 二条スカイビル7階701号室
- 2 林地開発行為の目的
事業場の設置（残土処分場）

- 3 林地開発行為をしようとする区域
亀岡市蕪田野町奥條長尾41番地54ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
22.8ヘクタール
- 5 期間
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の日から3年間
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	亀岡市蕪田野町奥條地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の出口付近にタイヤ洗い場を設置する。万一、運搬車両により、道路を汚した場合は、散水車等で速やかに清掃する。
交通量の増加	〃	場内出入口から国道372号の交差点までの間の交通については、交通誘導員を配置する。また、車両の通行速度は、時速20km以下とする。 通勤、通学時間帯の交通混雑及び事故発生を避けるため、土砂運搬車両の出入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。 土砂運搬車両の台数は、1日当たり40台以下と想定しているが、搬入車両が重複した場合は、場内の待避場所待避する。
騒音の発生	開発区域の中心から半径500m以内の地域（次の図のとおり）	区域内の外周には自然森林を残し、緩衝帯を設ける（残置森林等）。造成工事や残土埋立作業に伴う建設重機は、低騒音・低振動により施工する。 工用車両及び運搬車両の運転手に、通行速度は時速20km以下を周知徹底する。
濁水の発生	亀岡市蕪田野町奥條地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内下流部に沈砂池を設置し、場内の雨水排水はおおむね沈砂池及び仮沈砂池に集め、

		<p>土砂を沈下させて調整池へ排水する。 堆積した土砂を定期的に除去し、沈砂池の容量を確保する。 雨天時は作業を中止する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画を決定する土地の区域 向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の全部並びに八幡市及び久世郡久御山町の各一部 2 縦覧場所 京都府建設交通部都市計画課、京都府乙訓土木事務所及び京都府山城北土木事務所 3 縦覧期間 令和6年9月27日から令和6年10月11日まで
<p>河川水量の増加</p>	<p>亀岡市禰田野町奥條地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</p>	<p>場内最下流部に調整池を設置し、沈砂池等から流入する雨水排水の流量を調整して下流水路河川へ放流する。 堆積した土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。</p>	<p style="text-align: center;">—◆◆◆—</p> <p>京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。</p> <p>また、京都市役所、向日市役所、長岡京市役所、八幡市役所、大山崎町役場及び久御山町役場においても当該都市計画の案を閲覧することができる。</p>
<p>8 縦覧場所</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 (2) 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 亀岡市荒塚町1丁目4の1 (3) 株式会社京都環境開発 京都市中京区二条通寺町東入榎木町91番地2 二条スカイビル7階701号室 <p>9 縦覧期間 令和6年9月27日（金）から令和6年10月28日（月）まで</p> <p>10 意見書の提出期間及び提出先</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 提出期間 令和6年9月27日（金）から令和6年11月11日（月）まで (2) 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府農林水産部森の保全推進課 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4の1 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 〔次の図〕は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。 <p style="text-align: center;">—◆◆◆—</p> <p>京都都市計画都市再開発の方針を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。</p> <p>また、向日市役所、長岡京市役所、八幡市役所、大山崎町役場及び久御山町役場においても当該都市計画の案を閲覧することができる。</p> <p>令和6年9月27日 京都府知事 西 脇 隆 俊</p> 			<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画を変更する土地の区域 向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の全部並びに京都市、八幡市及び久世郡久御山町の各一部 2 縦覧場所 京都府建設交通部都市計画課、京都府乙訓土木事務所及び京都府山城北土木事務所 3 縦覧期間 令和6年9月27日から令和6年10月11日まで <p style="text-align: center;">—◆◆◆—</p> <p>宇治都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。</p> <p>また、宇治市役所、城陽市役所、久御山町役場及び井手町役場においても当該都市計画の案を閲覧することができる。</p> <p>令和6年9月27日 京都府知事 西 脇 隆 俊</p>

- 1 都市計画を変更する土地の区域
城陽市の全部並びに宇治市、久世郡久御山町及び綴喜郡井手町の各一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城北土木事務所
- 3 縦覧期間
令和 6 年 9 月 27 日から令和 6 年 10 月 11 日まで



綴喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、八幡市役所及び京田辺市役所においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和 6 年 9 月 27 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
京田辺市の全部及び八幡市の一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城北土木事務所
- 3 縦覧期間
令和 6 年 9 月 27 日から令和 6 年 10 月 11 日まで



相楽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、木津川市役所及び精華町役場においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和 6 年 9 月 27 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
相楽郡精華町の全部及び木津川市の一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城南土木

- 事務所
- 3 縦覧期間
令和 6 年 9 月 27 日から令和 6 年 10 月 11 日まで



南丹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、亀岡市役所及び南丹市役所においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和 6 年 9 月 27 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市及び南丹市の各一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課及び京都府南丹土木事務所
- 3 縦覧期間
令和 6 年 9 月 27 日から令和 6 年 10 月 11 日まで



宇治田原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、宇治田原町役場においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和 6 年 9 月 27 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
綴喜郡宇治田原町の一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城北土木事務所
- 3 縦覧期間
令和 6 年 9 月 27 日から令和 6 年 10 月 11 日まで

令和6年9月27日から令和6年10月11日まで

丹波都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、京丹波町役場においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
船井郡京丹波町の一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課及び京都府南丹土木事務所
- 3 縦覧期間
令和6年9月27日から令和6年10月11日まで

京都市計画区域区分を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、向日市役所、長岡京市役所、八幡市役所、大山崎町役場及び久御山町役場においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 変更の対象となる土地の区域
向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の全部並びに八幡市及び久世郡久御山町の各一部
 - (2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域
なし
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課、京都府乙訓土木事務所及び京都府山城北土木事務所
- 3 縦覧期間

宇治都市計画区域区分を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、宇治市役所、城陽市役所、久御山町役場及び井手町役場においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 変更の対象となる土地の区域
城陽市の全部並びに宇治市、久世郡久御山町及び綴喜郡井手町の各一部
 - (2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域
宇治市五ヶ庄戸ノ内、槇島町石橋及び槇島町中川原の各一部、城陽市令涼つむぎ、富野長谷山、富野狼谷、中芦原、奈島下小路、奈島上小路、奈島池ノ首及び奈島坊ヶ谷の各一部、久世郡久御山町市田東大門、市田新珠城、市田一ノ坪、市田五ノ坪、市田立花、林北畑、佐古外屋敷、東一口東島、東一口モタレ、森大内、森北大内及び市田南観世の各一部並びに綴喜郡井手町大字多賀小字飛鳥田、小字綾ノ木、小字奥西、小字二ノ坪及び小字帽子田の各一部
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城北土木事務所
- 3 縦覧期間
令和6年9月27日から令和6年10月11日まで

綴喜都市計画区域区分を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、八幡市役所及び京田辺市役所においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 変更の対象となる土地の区域

京田辺市の全部及び八幡市の一部

(2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域

八幡市内里日向堂、上奈良長池、内里長部代、内里五丁、内里柳瀬、戸津木戸口、戸津堂田、戸津中代、戸津南代、戸津水戸城及び八幡一ノ坪の各一部並びに京田辺市普賢寺池ヶ原及び水取池ヶ原の全部並びに松井宮田、松井口仲谷、松井今池、松井西浦、三山木奥山田、多々羅西平川原、多々羅駒ヶ谷、普賢寺公家谷、宮津北ノ谷、大住池平、大住内山、大住稲生山及び大住木下シの各一部

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城北土木事務所

3 縦覧期間

令和6年9月27日から令和6年10月11日まで

相楽都市計画区域区分を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、木津川市役所及び精華町役場においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 変更の対象となる土地の区域

相楽郡精華町の全部及び木津川市の一部

(2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域

相楽郡精華町大字下狛小字二ノ谷、小字鹿ヶ谷、小字市原、小字大路、大字北稲八間小字大路、小字花ツラ、大字南稲八妻小字蔭山、小字水落、大字下狛小字下馬及び小字大福寺の各一部

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城南土木事務所

3 縦覧期間

令和6年9月27日から令和6年10月11日まで

南丹都市計画区域区分を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、亀岡市役所及び南丹市役所においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 変更の対象となる土地の区域

亀岡市及び南丹市の各一部

(2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域

亀岡市篠町篠下長尾、篠上長尾、篠芦原、篠鍋倉、篠洗川及び篠向谷の各一部並びに南丹市園部町内林町中鴻ヶ下及び新堂下ノ代の全部並びに城南町上サメ川、城南町下サメ川、内林町今林、内林町上鴻ヶ下、内林町岸ヶ鼻、内林町下鴻ヶ下、内林町伏ヶ谷、瓜生野八田、新堂中島、千妻新マカリ、千妻宮ノ向及び曾我谷縄手の各一部

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課及び京都府南丹土木事務所

3 縦覧期間

令和6年9月27日から令和6年10月11日まで

宇治都市計画道路の都市計画の変更を行うために、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、久御山町役場においても当該都市計画の変更案を閲覧することができる。

令和6年9月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・1・25号京都枚方線

- 変更する部分
久御山町佐古外屋敷
- (2) 3・3・21号京都田辺線
変更する部分
久御山町佐古清水
- (3) 3・6・5号八幡荘宇治線
変更する部分
久御山町市田東大門
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城北土木事務所
- 3 縦覧期間
令和 6 年 9 月 27 日から令和 6 年 10 月 11 日まで

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第10号

落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 9 月 27 日
京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 業務の名称
令和 6 年度導入府立学校スマートスクール推進事業
タブレット端末等の賃貸借業務
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府教育庁指導部 I C T 教育推進課（京都府庁第
3 号館 4 階）
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- 3 落札決定日
令和 6 年 7 月 26 日
- 4 落札者の名称及び所在地
N E C キャピタルソリューション株式会社京都営業
所
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 8
- 5 落札金額
76, 454, 400 円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 6 年 6 月 7 日

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第107号

落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 9 月 27 日
京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る業務の名称及び数量
交通安全施設に係るデジタル回線接続業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地 3
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 7 月 17 日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本信号株式会社大阪支社
大阪市北区小松原町 2 番 4 号
- 5 落札金額
104, 130, 180 円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 6 年 6 月 4 日